

フリーランス法の施行により

令和7年4月1日から シルバー人材センターの契約方法が変わります

フリーランス法の目的

「フリーランス法」の正式名称は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和6年11月1日施行）といます。この法律はフリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。具体的には、フリーランスの方と事業者（発注者）間の取引を適正化し、就業環境を整えることを目的としています。センター会員もフリーランスに位置づけされます。

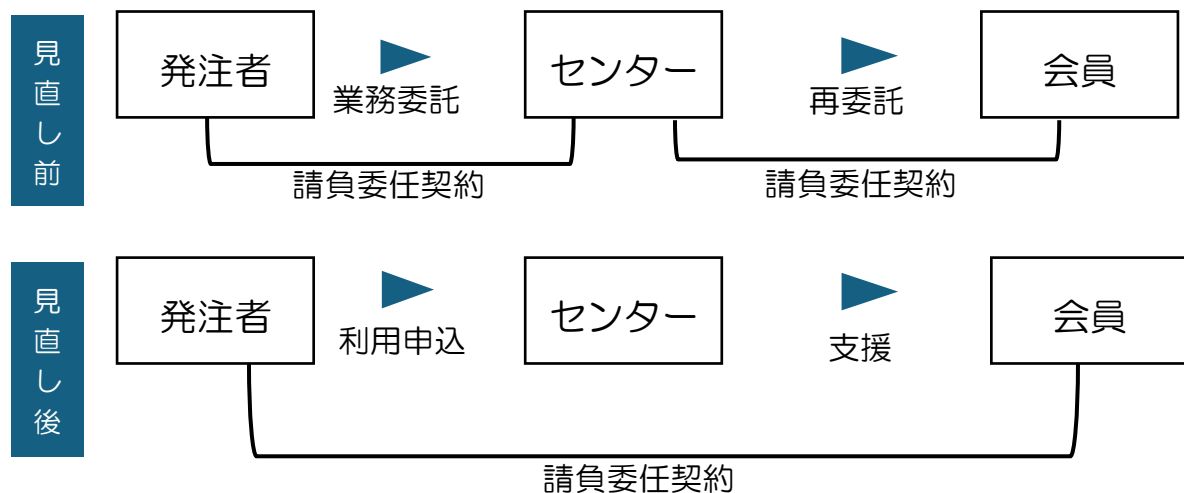
※派遣契約の会員はフリーランスではありません。

契約方法の見直し

現行の契約方式では、シルバー人材センターは発注者から仕事の依頼を受け、会員に再委託する形を取っており、発注者と会員の間に関係が生じる関係になっていません。

このため、フリーランスである会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり厚生労働省から契約方法を見直すよう、方針が示されています。

契約関係変更のイメージ



新しい契約関係

新たな方法では、発注者はセンター利用規約と会員業務就業規約に同意の上、センターと利用契約を結びます。センターは利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件を明示します。会員が業務仕様書に同意することで、発注者と会員の間に関係が生じます。これにより、発注者・センター・会員間の包括契約関係が成立します。

契約方法の見直しによる変更点

現行では、発注者はセンターに対し、業務一式を業務委託契約しておりましたが、変更後はセンターに対するマッチングや調整等のセンター利用契約になります。

新契約(包括契約)の流れ

契約への同意 (新)	発注前にセンター利用規約及び会員業務就業規約をご確認のうえ、ご同意ください。(センターのホームページに掲載あり。) ※新しい内容です。
発注準備	センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様等を調整します。 ※手続きはこれまでと同じです。
利用契約の締結 (新)	センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。 ※事務手続きはこれまでと同じです。
就業条件明示 (新)	フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に提示します。会員が内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。 ※発注者の作業はありません。
委託料の請求 (新)	センターへの業務委託料と会員への業務委託料の2種類に区分された請求となります。センターがまとめて請求いたしますので、手続きは変わりません。 ※事務手続きはこれまでと同じです。
適格請求書の発行 (新)	センター分の業務委託料に係る適格請求書は今まで通り発行いたします。 会員分の業務委託料(作業料や機械借上料等)に係る適格請求書は発行できません。 ※次頁参照

契約方法の見直しにより消費税の課税関係が変わり、会員業務委託料の消費税相当分が仕入控除不可となります

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料(会員が手にする報酬)」と「センター業務委託料(センターが受け取る事務費手数料他)」の2つで主に構成されています。このうち、「会員業務委託料」について、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、「センター業務委託料」については消費税に係る適格請求書を交付しますが、「会員業務委託料」については、交付することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料」に係る適格請求書を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるため、**適格請求書を発行することが出来ません**。消費税計算時において会員業務委託料の消費税分(概ね10/110)については、仕入税額控除不可となり発注者の消費税納税額の増額となってまいります。

(参考)インボイス制度の経過措置イメージ

